

一、賃金増給の要求
 二、福利厚生施設の充実
 三、労働時間の短縮
 四、安全衛生対策の徹底
 五、昇進制度の改善
 六、退職金制度の見直し
 七、労働組合の承認
 八、労使協議の制度化
 九、労働者の意見聴取
 十、労働環境の改善
 十一、労働者の健康診断
 十二、労働者の教育訓練
 十三、労働者の就業安定
 十四、労働者の生活安定
 十五、労働者の社会貢献
 十六、労働者の国際交流
 十七、労働者の文化活動
 十八、労働者のスポーツ活動
 十九、労働者のボランティア活動
 二十、労働者の社会奉仕活動

神戸製鋼所労働争議

所在地・神戸市灘区日出町

業 意・製鐵、製鋼、諸機械製造

資本金・九千万圓（内拂込五千七百五十万圓）

事業主・田 宮 嘉右衛門

職工数・男七、五一一名女四一五名、計七、九二六名

参加人員・男九八名（挿出）

發生年月日・昭和十四年一月廿九日

解決年月日・昭和 年一月三十日

發生原因・同社排出部従業員は第三兵器工場の怠業に刺戟を受け、之を動機に動搖したるものなるが、遂てより同部職工等は職場移轉を命ぜられたる爲著しく賃金の低下したるに不満を有して居た

要求事項・一、最低月收八十圓以上たらしむべし
 解決條件・一、將來団体的行動をなさざること